

# 令和7年度第2回医師国保通常組合会

と き 令和8年2月19日(木) 15:00~15:35

ところ 山口県医師会6階 会議室

## I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員21名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

## II 理事長挨拶

**加藤理事長** 本日は、ご多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。

今回は、令和8年度事業計画・予算等について、また、令和8年4月に開始される「子ども・子育て支援金制度」に伴い、18歳以上の国民には新たに保険料が付加されることとなりましたので、皆様には慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

さて、健康保険に関する国全体の問題として、人口の高齢化に伴う後期高齢者医療支援金負担の増大や、高額医薬品による医療費の増大などが挙げられます。

また、国庫補助金の見直し等、国の政策の影響を受けながら運営努力が求められています。

さらに、「勤労者皆保険」の構築という国の構想により、国保組合加入者が協会けんぽへ流れ、

加入者の減少につながる可能性もありますので、組合員数の確保、組織強化が必要となっております。

なお、開業されている方が法人化される場合は、「適用除外」という手続きをしなければ、制度上、協会けんぽに異動しなければなりません。

新規開業時も、医師国保への加入を周知しなければ、社労士の方などが協会けんぽを勧めることがありますので、合わせて周知のご協力を、よろしくお願いいたします。

そして、大学院生などで、勤務先の健康保険に加入できない場合は市町村国保に入ることになりますが、医師国保に入る方がメリットは大きくなりますので、加入促進もぜひお願いしたいと思います。その際、刷新いたしました「医師国保のしおり」を、ご活用いただきたいと思います。

保険者としてのあり方もさまざまな対応が求められる状況ですが、執行部一同、今後とも健全で効率的な組織運営に努めてまいります。

引き続き先生方のご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

## 出席者

### 組合会議員

大島郡	野村 壽和	防府	松村 康博
美祢郡	竹尾 善文	下松	井上 保
下関市	飴山 晶	岩国市	小林 元壯
下関市	綾目 秀夫	岩国市	西岡 義幸
宇部市	西村 滋生	岩国市	山下 秀治
宇部市	土屋 智	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	高田弘一郎	光市	井上 祐介
宇部市	黒川 泰	柳井	弘田 直樹
山口市	豊田耕一郎	長門市	清水 達朗
徳山	津永 長門	美祢市	中元 起力
徳山	高木 昭		

### 役員

理事長	加藤 智栄	理事	木村 正統
副理事長	沖中 芳彦	理事	藤井 郁英
副理事長	中村 洋	理事	國近 尚美
常務理事	長谷川奈津江	理事	中村 丘
常務理事	竹中 博昭	理事	森 健治
<small>法令遵守(コンプライアンス)担当理事</small>	伊藤 真一	理事	吉水 一郎
理事	茶川 治樹	監事	宮本 正樹
理事	縄田 修吾	監事	友近 康明
理事	岡 紳爾	監事	淵上 泰敬
理事	白澤 文吾		

III 議事録署名議員指名

小林議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

- 飴山 晶 議員
- 山下 秀治 議員

IV 議案審議

承認第1号 令和8年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

沖中副理事長 平成22年より、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成23年2月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、「毎年度、理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ること」と規定しており、本年1月22日開催の第16回理事会で令和8年度の実践計画を策定したので、報告する。

「1 法令遵守マニュアルの策定」では、組織体制を規定している。

「2 法令遵守に関する指導・研修」では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っ

ている。

「3 法令遵守のための管理」については、担当職員の業務のあり方について記載している。

「4 個人情報保護の強化」では、個人情報の取扱いにおける安全管理について記載し、「5 法令遵守関連情報の組織的な把握等」、及び、「6 不祥事故への対応体制」では、役職員の役割等と報告・調査体制を定めている。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行ってまいります。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号 山口県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について

令和8年度より、少子化対策の一環として、子育て支援の財源を安定的に確保するため、医療保険制度を活用した「子ども・子育て支援金制度」が開始されることとなった。

支援金は、国を通じて子育て支援施策として保育、教育等に充当され、令和8年度では国全体で約6,000億円の費用を医療保険者全体で賄うことが決定している。

その支援金は、医療保険者が賦課・徴収を行うこととなるため、18歳以上の被保険者より、新たな保険料として加算されることとなる。

その額であるが、令和8年度に国へ納める見込み額を元に、負担を最小限に抑えるよう算出したところ、18歳以上の被保険者一律で月額600円となった。

この算出においては、令和7年12月11日開催の定款等検討委員会の答申を元に、12月18日開催の理事会で協議している。

また、国への納付額は、令和8年度から10年度の3年間に渡って増加することも制度上決定しており、8年度は6,000億円であるが、令和9年度では約8,000億円、令和10年度には約1兆円もの費用を医療保険者全体で賄うこととなっている。

このため、今回の議決事項同様、令和9年度・

令和8年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守  
(コンプライアンス)のための実践計画

令和8年1月8日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和8年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定**  
役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを明確にした法令遵守マニュアル等を策定する。  
① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。  
② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修**  
不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。  
① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。  
② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理**  
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 個人情報保護の強化**  
マイナンバー制度の実施に伴い、個人情報の更なる保護に資するため、「個人情報保護規程」等に基づき、被保険者の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で正確な管理に努める。
- 5 法令遵守関連情報の組織的な把握等**  
役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。  
① 役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。  
③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報及び組合会への対応を決定する。
- 6 不祥事故への対応体制**  
役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。  
② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 7 雑則**  
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

10年度においても規約の一部改正によって、保険料徴収額を決定していただく必要がある。

来年度以降の賦課額については、国の定める納付額と収支状況をもとに、皆様の負担を最小限に抑えるよう、慎重に協議するので、引き続き先生方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議案第2号 令和8年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

1.「保険給付」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほか、療養費・高額療養費等の各種給付事業を実施する。

2.「保健事業」では、医療費通知や後発医薬品差額通知の事業を含めた全事業、すべて継続している。

3.「広報活動」では、毎年4月に発行している「医師国保のしおり」を中心に、保険給付・保健事業に関する情報をわかりやすくお伝えできるよう、情報提供のあり方を随時見直し、早急に反映できる体制を整える。

4.「未就学児世帯支援」、5.「産前産後支援」では、国の事業継続により、引き続き、該当者への助成を行う。

6.「月別事業計画」では、理事会・組合会、及び、諸会議等について記載している。

以上で、令和8年度事業計画の説明を終わる。

議案第3号 令和8年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

令和7年度決算見込みでは、歳出の第Ⅲ款「保険給付費」において、歳出見込額が予算を約1億5千万円下回っている。

理由としては、令和5年度に療養費等の大幅な上昇がみられたため、その上昇率を元に予算を編成したものの、結果として受診件数及び療養給付費が大きく減少したこと、また、高額医療も例年に比べ件数が少なかったためである。

令和7年度の差引残高の見込みは3億4,625万円となり、これを新年度予算への繰越金として計上する。

また、子ども子育て支援金を除いた従来からの保険料は据え置きとして、新年度の予算編成を行っている。

<歳入>

被保険者数の年次別推移であるが、現在、75歳到達者の広域連合への移行、また、協会けんぽへの異動等により、全国の国保組合において大幅な被保険者の減少が続いている。

山口県医師国民健康保険組合  
規約の一部改正について

山口県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

- 第21条の第一号中
  - 「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を追加する。
  - 「第4号」を「第5号」に改める。
- 第21条の第四号を第五号に改める。
- 第21条の第四号を以下のとおり改める。
  - 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である組合員または組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額は、次のア〜ウとする。
 

ア 甲種組合員	月額 600円
イ 乙種組合員	月額 600円
ウ 組合員の家族1人につき	月額 600円

附 則  
(施行期日)  
1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規約による改正後の第21条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

改正案	現 行												
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第21条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。））介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用並びに第5号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ア 甲種組合員</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>イ 乙種組合員</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>ウ 組合員の家族1人につき</td><td>10,000円</td></tr> </table>	ア 甲種組合員	31,000円	イ 乙種組合員	12,000円	ウ 組合員の家族1人につき	10,000円	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第21条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ア 甲種組合員</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>イ 乙種組合員</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>ウ 組合員の家族1人につき</td><td>10,000円</td></tr> </table>	ア 甲種組合員	31,000円	イ 乙種組合員	12,000円	ウ 組合員の家族1人につき	10,000円
ア 甲種組合員	31,000円												
イ 乙種組合員	12,000円												
ウ 組合員の家族1人につき	10,000円												
ア 甲種組合員	31,000円												
イ 乙種組合員	12,000円												
ウ 組合員の家族1人につき	10,000円												
二 (略)	二 (略)												
三 (略)	三 (略)												
<p>四 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である組合員または組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ア 甲種組合員</td><td>600円</td></tr> <tr><td>イ 乙種組合員</td><td>600円</td></tr> <tr><td>ウ 組合員の家族1人につき</td><td>600円</td></tr> </table>	ア 甲種組合員	600円	イ 乙種組合員	600円	ウ 組合員の家族1人につき	600円	<p>(新設)</p>						
ア 甲種組合員	600円												
イ 乙種組合員	600円												
ウ 組合員の家族1人につき	600円												
<p>五 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用 …(略)</p>	<p>Ⅲ 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用 …(略)</p>												
<p>附 則 (施行期日) 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規約による改正後の第21条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>													

令和8年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
2 薬剤又は治療材料の支給
3 処置、手術その他の治療
4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診察、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費が支給される場合）については、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合）にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(13) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けられた「特定健診・保健指導」について第4期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) 後発医薬品差額通知の実施について

該当被保険者に「後発医薬品差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 未就学児世帯支援補助事業について

令和4年度から導入された国の補助事業により、未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、令和8年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、当該未就学児の人数に応じた額を保険料として還付する。（1人当たり12,000円）

5. 産前産後支援補助期間相当分の保険料の軽減措置について

令和5年度から導入された国の補助事業により、産前産後に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、4ヶ月分（多胎の場合、6ヶ月分）の保険料を還付する。

6. 月別事業計画

Table with 2 columns: 月 (Month) and 諸会議及び研修会 (Meetings and Seminars). Rows list various committees and associations such as 理事会 (Board of Directors), 監事会 (Supervisory Board), and 全国国保組合協会 (National Health Insurance Association).

令和8年度歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	910,525	I 組合会費	2,723
(1) 国民健康保険料	910,525	(1) 組合会費	2,723
II 国庫支出金	87,378	II 総務費	45,058
(1) 国庫負担金	2,948	(1) 総務管理費	44,613
(2) 国庫補助金	84,430	(2) 徴収費	445
III 前期高齢者交付金	69,509	III 保険給付費	772,724
(1) 前期高齢者交付金	69,509	(1) 療養諸費	681,490
IV 出産育児交付金	438	(2) 高額療養費	72,028
(1) 出産育児交付金	438	(3) 移送費	100
V 共同事業交付金	30,160	(4) 出産育児諸費	12,506
(1) 共同事業交付金	30,160	(5) 葬祭諸費	1,600
VI 財産収入	10	(6) 傷病手当金	5,000
(1) 財産運用収入	10	IV 後期高齢者支援金等	231,594
VII 繰入金	1	(1) 後期高齢者支援金等	231,594
(1) 準備金等繰入金	1	V 前期高齢者納付金等	473
VIII 繰越金	346,254	(1) 前期高齢者納付金等	473
(1) 繰越金	346,254	VI 介護納付金	110,194
IX 諸収入	4	(1) 介護納付金	110,194
(1) 預金利子	1	VII 子ども・子育て支援納付金	20,021
(2) 雑入	3	(1) 子ども・子育て支援納付金	20,021
		VIII 流行初期医療確保拠出金等	2
		(1) 流行初期医療確保拠出金等	2
		IX 共同事業拠出金等	62,361
		(1) 共同事業拠出金	62,140
		(2) 共同事業負担金	221
		X 保健事業費	44,319
		(1) 特定健康診査等事業費	5,266
		(2) 保健事業費	38,053
		(3) 死亡見舞金	1,000
		XI 積立金	3,001
		(1) 積立金	3,001
		XII 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		XIII 諸支出金	6,171
		(1) 償還金及び還付加算金	6,171
		XIV 予備費	145,637
		(1) 予備費	145,637
合 計	1,444,279	合 計	1,444,279

コロナ禍が収まり始めた令和6年度より新規開業者や勤務医の加入が増えつつあるが、全体数としては、本組合においても全国と同様、減少が続いている。

これを受け、第Ⅰ款「国民健康保険料」は、新年度の被保険者見込み数を基に9億1,052万5千円を計上しているが、被保険者数の減少により、前年度に対し1,598万円の減となっている。

先ほどの「子ども・子育て支援金制度」による保険料収入項目を新設しており、18歳以上の被保険者1人あたり月額600円で、約1,963万の見込みとなる。

第Ⅱ款「国庫支出金」の「第2項 国庫補助金」は、医療費通知等の経費、及び、各種システム負担金、また、「未就学児を持つ世帯」等への財政支援に対する補助金を計上している。

また、「子ども・子育て支援制度」に対する補助金として、約100万円を見込んでいます。

なお、令和6年度より療養給付費が減少していることから、その給付額に対する補助金も減少と見込まれ、951万円の減となっている。

第Ⅲ款「前期高齢者交付金」は、65歳から74歳の前期高齢者偏在による各保険者の財政負担の不均衡を是正する制度で、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は納付金を納め、平均を上回る保険者には交付金が交付される制度である。

本組合では、今回3年目の交付対象となり、3,206万増の6,950万9千円が交付される見込みとなるが、本組合被保険者の高齢化が進んでいることを示すものでもある。

第Ⅳ款「出産育児交付金」は、出産育児一時金の財源の一部が交付されるもので、43万8千円を見込んでいます。

第Ⅴ款「共同事業交付金」は、過去3年間の高額医療費を基に交付される共同事業となるが、令和6年度・7年度は高額医療費が減少したため、その交付金も3,445万5千円減少している。

第Ⅵ款「財産収入」は、特別積立金等の利息として1万円計上している。

第Ⅶ款「繰入金」は、1千円の科目存置となっている。

第Ⅷ款「繰越金」は、令和7年度の差引残高見込み額の3億4,625万4千円となっている。

第Ⅸ款「諸収入」は、令和8年度における還付金等の見込みがないため、科目存置としている。

以上、歳入の合計は、前年度より約5.5%、8,413万8千円減の14億4,427万9千円となっている。

#### <歳出>

第Ⅰ款「組合会費」は、理事会・監事会の旅費等によるものである。

第Ⅱ款「総務費」では、人件費を始め、諸会議及び各種業務における諸経費等を計上している。

なお、制度改正による大規模なシステム改修は予定されていないため、前年度より865万2千円の減となっている。

第Ⅲ款「保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める7億7,272万4千円を計上し、前年度とほぼ同様の予算措置としている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」、第Ⅴ款「前期高齢者納付金等」、第Ⅵ款「介護納付金」、そして新設となる第Ⅶ款「子ども子育て支援納付金」は、厚労省が示した算定手順によって納付予算額を算出している。

第Ⅳ款と第Ⅵ款で大きく納付額は減ったものの、新設の第Ⅶ款「子ども子育て支援納付金」が2,002万1千円の見込みとなるため、これらの納付合計額は前年度より130万6千円の増となっている。

第Ⅷ款「流行初期医療確保拠出金等」は、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備を目的とした、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる『感染症法』）」等の改正において、公費と保険者で費用負担するものであるが、流行初期医療確保措置が実施された際に徴収されることから、予算の計上は不要とされており、科目存置として2千円のみ計上している。

第Ⅸ款「共同事業拠出金等」の「第1項 共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会に支払う額となる。

過去3年間の高額医療費をもとに算出される

が、令和5・6年度の決算額が例年より減少していたため、8年度における拠出額は昨年度より1,526万3千円の減と見込んでいる。

第X款「保健事業費」では、健康診断、ウォーキング大会等の各種保健事業の諸費用、及び、業務協力分として郡市医師会への助成金を計上している。

第XI款「積立金」では、本組合が保有する積立金として「特別積立金」で1億7千万円、「給付費等支払準備金」で1億600万円となる。

また、それぞれに法定積立として、定められた算定方式による額を保有することが義務づけられている。

よって、保有額から法定積立額を差し引いた額は、取り崩し可能額となるが、2つの積立合計で、約8,086万円が取り崩し可能となっている。

第XII款「公債費」は、科目存置である。

第XIII款「諸支出金」は、国の補助事業となる、未就学児世帯と産前産後世帯の支援分、及び前期高齢者納付金分補助金返還等となる。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第XIV款「予備費」として、前年度より6,484万1千円減の1億4,563万7千円を計上している。

以上、令和8年度歳入歳出予算の説明を終わる。

採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

V 閉会の挨拶

加藤理事長 皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

皆様が健康であり病気にかかっておられないため、国保連合会の資料によりますと、本組合の医療費は市町村国保など他の組合と比べて非常に低くなっており、結果的に、この数年間は保険料の引き上げを行わずに済んでおります。

また、本組合の取組みとして「ウォーキング大会」を開催しておりますが、健康維持のために歩くことは非常に重要ですので、本大会にも、ぜひたくさんのご参加をいただきたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

**山口銀行は スマホ1つで**  
いつでも、どこでも、カンタンに

口座開設も 残高照会も お振込も

お店に行かなくても大丈夫。便利に使えるアプリです。

ダウンロードは  
こちらから




この世界で、この街で、このじぶん。 **YMfg**  **山口銀行**

お問合せはヘルプデスクへ **0120-307-969** ■受付時間(平日・土日祝) 7:00~23:00